

木城町空家等対策計画

令和4年3月

木城町

目 次

第1章	計画の基本的な考え方	1
1 - 1	計画策定の背景	1
1 - 2	計画の位置付け	2
1 - 3	計画期間	3
1 - 4	計画の対象とする地域	3
1 - 5	計画の対象とする空家等の種類	3
第2章	空き家の状況及び課題	4
2 - 1	木城町の特性の整理	4
2 - 2	住宅・土地統計調査による空き家の状況	10
2 - 3	木城町が把握する空き家の状況	13
2 - 4	木城町の空き家をめぐる状況の整理	19
2 - 5	空き家所有者に対するアンケート調査	25
2 - 6	課題の整理	41
第3章	空家等対策に関する事項	45
3 - 1	空家等対策に関する基本的な方針	45
3 - 2	所有者等による空き家の適切な管理の促進に関する事項	47
3 - 3	空き家及び除却した空き家に係る跡地の活用の促進に関する事項	49
3 - 4	空家等対策の支援に関する事項	53
3 - 5	特定空家等への措置に関する事項	58
3 - 6	地域住民からの空家等に対する相談への対応に関する事項	64
3 - 7	空家等に関する対策の実施体制に関する事項	66
3 - 8	その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項	67
	<関係法令等>	69
■	空家等対策の推進に関する特別措置法	70
■	空家等対策の推進に関する特別措置法施行規則	76
■	「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針 (ガイドライン)	77
■	固定資産税の課税のために利用する目的で保有する空家等の所有者に関する 情報の内部利用等について	86

■ 地方税法	88
■ 空家法の施行に伴う改正地方税法の施行について	89

「木城町空家等対策計画」で用いる用語は、次のとおりとします。

空家等：法令上で用いられる場合又は法令に基づく運用・措置などを説明する場合

空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第1項

建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む）

空き家：本計画の本文中で用いる場合

住宅・土地統計調査、各種法令などで「空き家」と定義された住宅など